

育英館大学 利益相反マネジメント・ポリシー

1 社会貢献に対する基本的な考え方

育英館大学は、「教育基本法及び学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、「明德（めいとく）」「格物致知（かくぶつちち）」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする。」という建学の精神に則り、最先端の学術研究とそれを基礎とした教育を通じて、21世紀市民社会の構築に貢献することを目指している。

加えて、育英館大学は「道北宗谷の地域に高等教育機関を！」という地域住民の切なる願いと地道な努力の成果として設立された「公設民営」の大学である。そこには道北地方の教育水準の向上および地域文化の発展に貢献する大学という地域の期待と要請があり、本学はそれに応える必要がある。

育英館大学とそこで教育研究に携わる教員および職員は、この人類に共通する普遍的な目的と地域の期待や要請を真摯に受け止め、国や地域の学外諸機関との交流と連携に努めてきた。

これからも本学は、大学の基本的役割である教育と研究に加え、産官学連携の下、それらの成果を地域社会に還元することによって地域社会に貢献し、公的存在としての大学の役割を果たすことを確認する。

2 利益相反に対する基本的な考え方

教職員が産官学連携等による社会貢献活動に従事する場合、教職員個人が連携先の企業等との関係で有することになる利益や責任と、本学における教育・研究上の責務（たとえば学生に対する教育活動や研究者としての学問の探求）が相反する状況が生じてくる場合がある。このような状況を、利益相反という。

地域の自治体や教育機関、企業等との連携を積極的に進めることは、本学の建学の精神に適ったことであり、広く社会が大学に求める今日的役割でもある。それゆえ、このような利益相反状況に対しては、単に形式的に法令違反のように対処することが問題なのではない。むしろ、利益相反状況の不可避性を積極的に受け止め、その状況を適切にマネジメントすることが重要である。それこそが、本学の教育研究活動に対する社会的信用を高めることにつながる。

このような基本ポリシーに基づいて利益相反に対するマネジメントの体制を確立し、それを学内外に示すことによって、学外の諸団体や社会から信頼を得ると同時に、学内の教職員も安心して産官学の高度で密接な連携に取り組むことができる。

3 利益相反に関するマネジメント体制

(1) 対象者

本ポリシーの適用対象者は本学の専任教職員とする。

(2) 利益相反検討委員会

本学は利益相反に関することについて検討する機関として、利益相反検討委員会を設置し、次に掲げる事項を審議する。

① 利益相反に係る基本方針の策定に関する事項

- ② 利益相反に係る相談、助言および指導に関する事項
- ③ 利益相反に係る広報および啓発に関する事項
- ④ 利益相反事例に係る調査、改善指導、是正勧告等に関する事項
- ⑤ その他利益相反に関する事項

附 則

このマネジメント・ポリシーは、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。